

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、休む  
が、翌日の翌  
と日)

## 目次

- ◇告 示 町の区域の新設等
- 保険医療機関及び保険薬局の指定
- 国民健康保険法による登録があつたものとみなされるもの
- 飼料の分析検査の概要
- 解除予定の保安林
- 保安林の皆伐による立木の伐採につき許可すべき面積の限度
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可
- 土地区画整理法による換地処分をした旨の届出
- 鳥取県職員措置請求に係る監査の結果の公表

## 告 示

### 鳥取県告示第七十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり町の区域を新たに画し、並びに町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により

告示する。

この町の区域の新設並びに町及び字の区域の変更は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第一百三十四条後段の規定による青木団地(第一工区)土地区画整理事業の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和四十九年二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

新たに画する町の名 称	同上の区域(昭和四十八年二月十九日現在の地番による。)
永 江	諏訪字下ノ野ノ下モのうち一〇四〇の一の一部、一〇四〇の二、一〇四一、一〇四三から一〇四五まで、一〇四六の一部、一〇四七の一の一部、一〇四八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、青木字丸山一四〇の二、一四一の三、一四一の四及び一四二の二、青木字小ガタ一〇六四の一部、青木字天ヶ谷のうち一〇四〇から一〇四五までの一部、一〇四六から一〇四八まで、一〇四九から一〇五一の一までの一部、一〇五一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、青木字天ヶ谷峯一〇二二の一部、一〇二三の一部、一〇二六の一部、一〇二七の一部、一〇二八から一〇三四まで及びこれらと一体をなす国有地、青木字城下峯のうち七四九の一の一部、七五〇から七五四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに青木字城下七九〇の二の一部、七九二の二の一部、七九五の二、七九六の二、七九七の二及びこれらと一体をなす国有地

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域（昭和四十八年二月十九日現在の地番による。）
諏訪字下ノ野ノ下モ	諏訪字下ノ野ノ下モ一〇四〇の二の一部、一〇四〇の二、一〇四一、一〇四三から一〇四五まで、一〇四六の一部、一〇四七の二の一部、一〇四八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
青木字丸山	青木字丸山のうち一四〇の二、一四一の三、一四二の四及び一四二の二以外の区域
青木字小ガタ	青木字小ガタのうち一〇六四の一部以外の区域
青木字天ヶ谷	青木字天ヶ谷一〇四〇から一〇四五までの一部、一〇四六から一〇四八まで、一〇四九から一〇五一の一までの一部、一〇五一の二及びこれらと一体をなす国有地
青木字天ヶ谷峯	青木字天ヶ谷峯のうち一〇二二の一部、一〇二三の一部、一〇二六の一部、一〇二七の一部、一〇二八から一〇三四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
青木字城下峯	青木字城下峯七四九の二の一部、七五〇から七五四まで及びこれらと一体をなす国有地
青木字城下	青木字城下のうち七九〇の二の一部、七九一の二の一部、七九五の二、七九六の二、七九七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示七十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十九年二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
星 野 医 院	鳥取市青葉町二丁目一六五	昭和四十九年一月十六日
ヤスタ内科医院	湯所町二丁目四二〇の三	" "
小谷薬品株式会社	吉方町二丁目五二一	" 二十四日
岩 間 薬 局	倉吉市瀬崎町二、七七一	昭和四十八年十二月三日

鳥取県告示第七十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医第一、八六一号	古 谷 裕 道	昭和四十八年十二月二十四日

鳥取県告示第七十七号

飼料の品質改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一

登 録 飼 料

条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十一月に収去した飼料の分析検査の概要を同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

製造事業場の所在地及び名称 飼 料 の 名 称	登 録 番 号	検 査 結 果					収去年月日その他特記すべき事項
		粗たん白質	粗 脂 肪	粗 繊 維	粗 灰 分	粗蛋白質不足	
神戸市葦合区小野浜町1番地の1地先 日清製粉株式会社神戸飼料工場	73BD第7号	14.0	1.5	8.0	10.0	昭和48年11月29日 米子市灘町3丁目102番地 鳥根米穀株式会社 日清飼料部米子営業所	
日清印成種豚用完全配合飼料 ハイリッターR	71BB第15号	14.6	2.9	4.9	6.5		
日清印子豚育成用完全配合飼料 子豚	71BA第7号	15.0	2.5	5.5	7.5	粗蛋白質不足	
日清印幼雛用完全配合飼料 ニューチツク	71BC第20号	15.7	3.3	2.7	5.4		
日清印若豚飼育用完全配合飼料 新若豚	73TD第12号	20.0	2.0	6.0	9.0	粗蛋白質不足	
日清印成鶏用完全配合飼料 ハイレゾボン	69TF第23号	19.6	3.1	3.4	6.2		
日清印ブロイラー肥育後期用完全配合飼料 ハイデロベツト		14.0	2.0	6.5	9.0	粗蛋白質不足	
		15.4	2.7	2.8	6.0		
		16.0	2.0	6.0	12.5	粗蛋白質不足	
		16.3	2.5	3.6	9.4		
		17.0	6.0	5.0	8.0	粗蛋白質不足	
		18.1	6.8	2.8	5.7		

日清印クローラー肥育後期用完全配合飼料 ハイオクランソブル	69TF第24号	18.0 18.7	5.0 5.7	5.0 2.4	8.0 5.3	昭和48年11月29日 米子市昭和町10番地 鳥取県経済連配送センター
境港市外江町3743の1 山陰くみあい飼料株式会社 くみあい配合飼料 成鶏用16特号マツジュ	70TD第193号	16.0 16.9	2.5 3.2	6.0 3.4	12.5 10.9	昭和48年11月29日 米子市昭和町10番地 鳥取県経済連配送センター
神戸市東灘区住吉浜町18番地 近畿くみあい飼料株式会社 くみあい標準配合飼料 若肉鶏クローラー後期ペレット	70TF第8号	19.0 19.8	4.0 4.9	5.0 2.7	8.0 5.7	

〔備考〕 検査結果の成分検査の欄中上段は保証成分量を示し、「粗たん白質」の欄は「以上」を示し「粗脂肪」の欄はクイツジュンリユール吸着飼料以外については「以上」をクイツジュンリユール吸着飼料については「以下」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。  
 収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは、当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

非 登 録 飼 料

製造事業場の所在地及び名称 飼 料 の 名 称	表示区分	検 査 結 果					収去年月日その他特記すべき事項
		粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	果 査	
境港市外江町3743の1 山陰くみあい飼料株式会社 くみあい配合飼料 スタート	表	17.0 17.7	2.5 3.4	5.0 2.8	7.0 5.1		昭和48年11月29日 米子市昭和町10番地 鳥取県経済連配送センター
くみあい配合飼料 スピード	表	15.0 15.9	2.5 3.4	6.0 2.6	7.0 4.7		

くみあい配合飼料 ゴール	表	13.0 13.1	2.5 3.0	6.0 2.8	7.0 4.7	昭和48年11月29日 米子市灘町3丁目102番地 島根米穀株式会社 日清飼料部 米子営業所
神戸市東灘区住吉浜町18番地 近畿くみあい飼料株式会社						
くみあい配合飼料プロイラー 専用種用 クラソゾル	表	22.0 23.0	4.0 5.9	5.0 2.5	8.0 5.3	
くみあいゾーレットD	表	13.0 13.9	2.0 3.0	6.0 3.5	8.0 6.0	
くみあい配合飼料 子牛育成用	表	16.0 16.3	2.0 2.4	8.0 5.3	11.0 7.6	
神戸市豊台区小野浜町1番地1地先						
日清製粉株式会社神戸飼料工場	表	13.0	2.0	9.0	9.0	
日清印配合飼料 (N) ビーナ	表	14.0	2.7	5.2	6.3	
日清印プロイラー肥育前期用完全配合飼料		23.0	4.0	3.5	8.0	
ハイチツクP	表	23.3	5.6	2.4	7.3	

〔備考〕 表示区分の欄中、「表」とあるのは法第15条の2の規定により成分等表示票を附した飼料を、「要」とあるのは任意に成分票を附した飼料を、空白はそれら以外の飼料を示す。

検査結果の成分検査の欄中、上段は表示成分量を示し「粗たん白質」の欄は「以上」を示し「粗脂肪」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。抽出物「法第15条の2に関するもの」の欄中上段は混入物の表示上の混入割合を示し、下段は分析結果の混入割合を示す。

収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

鳥取県告示第七十八号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字東浜一三九〇の一三九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

文化財保護のため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七十九号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、昭和四十九年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和四十九年二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在場所			皆伐面積 （ヘクタール）	単位区域名
	市郡名	町村名	大字名		
水源かん養保安林	八頭郡	若桜	八頭郡のうち河原町及び郡家町を除く地域	一一五・八六	八頭地区
土砂流出防備保安林	八頭郡	若桜	若桜	四・三七	若桜
干害防備保安林	船岡	船岡	船岡	二・八四	智頭
"	佐治	佐治	佐治	四・六七	用瀬
"	船岡	船岡	船岡	〇・二四	船岡
"	船岡	船岡	船岡	四・六七	用瀬
"	船岡	船岡	船岡	〇・〇三	佐治
"	船岡	船岡	船岡	〇・一九	喜才谷山
"	船岡	船岡	船岡	〇・二三	明見谷東平
"	船岡	船岡	船岡	〇・四六	池ノ内下平
"	船岡	船岡	船岡	〇・八〇	赤波
水源かん養保安林	鳥取	鳥取	鳥取	五三九・〇四	鳥取地区
土砂流出防備保安林	八頭郡	河原	河原	一・〇一	河原
"	八頭郡	河原	河原	三・五二	郡家
"	八頭郡	河原	河原	四七・七七	岩美
"	八頭郡	河原	河原	二・〇〇	国府
"	八頭郡	河原	河原	〇・一五	福部
"	八頭郡	河原	河原	二八・三八	鳥取
"	八頭郡	河原	河原	〇・五四	気高
"	八頭郡	河原	河原	三一・一二	鹿野

林	土砂流出防備保安	水源かん養保安林	"	"	"	"	"	"	"	干害防備保安林	"	"	"	林	土砂流出防備保安	水源かん養保安林	"	"	干害防備保安林	"	
"	西伯	西伯	米子	"	"	東	東	東	"	倉吉	"	"	"	東	倉吉	東	倉吉	鳥取	岩美	"	
会	大	中	溝口・江府	"	"	東	大	東	"	東	関	三	東	"	"	"	鹿	岩	青		
見	山	山			伯	米	郷			伯	金	朝	郷				野	美	谷		
				杉地	金屋	槻下	大谷	宮内	大原	栗尾	志津						水谷	高路	長谷		
			三七・一〇八		〇・三七	〇・四	〇・四五	〇・〇二	〇・三三	〇・八八	〇・一五	七・四〇	九・三八	一九・三四	二一・六一	一七・四二	八九四・七四	〇・五一	七・九一	二・一三	五・六二
	〇・六六	二・〇七	〇・三二	〇・三八	〇・三七	〇・四	〇・四五	〇・〇二	〇・三三	〇・八八	〇・一五	七・四〇	九・三八	一九・三四	二一・六一	一七・四二	八九四・七四	〇・五一	七・九一	二・一三	五・六二
会	山	山	米子地区	杉地	金屋	槻下	大谷	宮内	大原	栗尾	志津	東	関	朝	郷	倉吉地区	水谷	高路	長谷	青	谷

林	土砂流出防備保安	水源かん養保安林	"	"	"	"	"	"	"	干害防備保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	日野	日野	米子	"	"	西	大	江	溝	西	岸	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
日	日野	日野・日南				伯	山	府	口	西	本										
南	野					法勝寺	赤松	宮内													
						大谷奥	孝霊山ほか														

鳥取県告示第八十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更の認可をしたので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年二月一日

一 施行者の名称

鳥取市

鳥取県知事 石 破 二 朗

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十二年九月二十七日から昭和五十三年三月三十一日まで

四 事業地

鳥取市東町一丁目、東町二丁目、東町三丁目、尚徳町、栗谷町、江崎町、馬場町、上町、中町、立川町一丁目、立川町二丁目、立川町三丁目、立川町四丁目、吉方町一丁目、吉方町二丁目、大工町頭、御弓町、大榎町、庖丁人町、掛出町、元大工町、上魚町、若桜町、鍛冶町、職人町、桶屋町、寺町、戎町、川端一丁目、川端二丁目、川端三丁目、川端四丁目、川端五丁目、新町、元魚町一丁目、元魚町二丁目、元魚町三丁目、元魚町四丁目、元町、茶町、二階町一丁目、二階町二丁目、二階町三丁目、二階町四丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、片原一丁目、片原二丁目、片原三丁目、片原四丁目、片原五丁目、玄好町、材木町、西町一丁目、西町二丁目、西町三丁目、西町四丁目、西町五丁目、湯所町一丁目、湯所町二丁目、丸山町、吉方温泉一丁目、吉方温泉二丁目、吉方温泉三丁目、吉方温泉四丁目、吉方、永楽温泉町、末広温泉町、弥生町、東品治町、栄町、今町一丁目、今町二丁目、行徳、瓦町、南町、寿町、西品治、新品治町、薬師町、相生町一丁目、相生町二丁目、相生町三丁目、相生町四丁目、青葉町一丁目、青葉町二丁目、青葉町三丁目及び松並町三丁目地内

鳥取県告示第八十一号

青木団地(第一工区)土地区画整理事業施行地区の宅地について、昭和四十九年一月十八日換地処分を行った旨の届出があつたので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第四項後段の規定により告示する。

示す。

昭和四十九年二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

監 査 公 告

鳥取県監査公告第一号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第3項の規定に基づき、博田義雄の請求に係る監査を執行したので、同法同条同項の規定により、その結果を公表する。

昭和49年2月1日

鳥取県監査委員	竹 内 勉
同	園 井 潔
同	田 中 達 男
同	田 藤 衛

第1 監査の請求

鳥取県岩美郡岩美町大字網代159番地博田義雄から次のとおり監査の請求があつた。

鳥取県職員措置請求書

請求の要旨

貴庁厚生部自然保護課課長金谷孝二氏等は昭和46年度県営事業たる(岩美町大字網代地内山林351番地内に於ける)国立公園内遊歩道整備備事



業（請求人の抗議により中止）実施に当り該工事用資材運搬用ケーブ  
ル架設に関連し現場（請求人所有地）支障立木を無断伐採したるにも拘  
らず当該工事施工は地元岩美町役場へ執行委託形式を採用してその一切  
を委託していると称し種々関係事務処理の運営に当り別紙添付事実証明  
書（代用立木伐採賠償事件折衝経過概況集録）の通りの仕儀を以て岩美  
町役場主務担当産業課長美浦氏等と相謀り事業中止以降本件賠償事務遂  
行に当り正当賠償額者たるべき請求人を偽言欺罔を以て籠絡除外し殊  
更作爲的に別人網代126番地板倉保雄氏に対し（同人所有地は実質的に  
は不在第三者川戸氏へ賃権提供引渡済喪失、但し名儀不変更の儘なる模  
様）賠償措置を講じ居る次第であり右結果請求人は実質的に多大な迷惑  
と損害を蒙りたる上忍び難き屈辱を喫し、剩へ猶爾後所有権侵害抗争上  
における禍根たるべき影響も亦計り難き公的処置を軽々になしたる既成  
事実に対しては中正公平たるべき公務執行上の責任如何かと思料せらる  
べく共に敢へて謂はしむれば偏向越権の沙汰とも愚考致す次第でありま  
して黙過致し難くよつて茲に些か法の趣旨に則り関係職員に対し反覆是  
正方指示勧告等適正なる御措置方相願度請求するものであります。

第2 監査の結果

前記監査請求について、監査した結果を次のとおり請求人あて通知  
した。

受 監 委 第 61 号  
昭和49年 1 月 29 日

樽 田 義 雄 殿

鳥取県監査委員

鳥取県職員措置請求について（通知）

昭和48年12月3日に請求のあつた鳥取県衛生環境部自然保護課長等に関  
する措置請求について、地方自治法第242条第3項の規定に基づき監査し  
たので、その結果を下記のとおり通知する。

記

1 請求の受理

本請求は、法定要件を具備しているものと認め、昭和48年12月3日こ  
れを受理した。

なお、本請求は、地方自治法第242条第2項に規定する請求提起期間  
1年を経過しているものであるが、同項ただし書に規定する正当理由に  
該当するものとしてこれを受理したものである。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

請求要旨全文（記載省略）

(2) 監査実施箇所

衛生環境部 自然保護課

(3) 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対しては、地方自治法第242条第5項の規定に基づき、昭  
和49年1月16日証拠の提出及び陳述の機会を与え、請求人が陳述を行  
った。

(4) 監査にあたり事情を聴取した者

岩美町産業課長 勢登峰三  
前岩美町産業観光課長 美浦道雄

岩美町産業観光課観光係長 寺谷 勲  
岩美町大字網代126番地 坂倉保雄

3 監査の結果

監査の結果は、請求人のいう違法又は不当な行為は認められず、また、住民監査請求の制度は、地方公共団体の長その他の職員が違法又は不当な公金の支出により当該団体に不利益をもたらす場合にその損失を防止し、又はその回復を図るもので、この場合県に損害を与えていると認められず、住民監査請求の対象とならないので、本請求には理由がないものと判断する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】